



令和 6 年度
集団指導
(権利擁護研修)



次 第



- 人権啓発について（10分）
- 障害者の権利擁護について（10分）
- 障害者差別解消法について（10分）





人権

～ 人権啓発について ～

久留米市 健康福祉部 障害者福祉課



久留米市の人権問題に対する施策

分野別
施策の推進

人権課題

同和問題

女性に関する問題

子どもに関する問題

高齢者に関する問題

障害者に関する問題

外国人に関する問題

HIV感染者等に関する問題

その他の問題

これらの課題は、人間の尊厳に関わる非常に重大な問題であり、その克服のためには、知識や理論による理解はもちろんのこと、日常生活の中で実際の行動に結びつく実践的理解として、私たち一人ひとりが人権感覚を身につけることが重要です。本市では、この課題解決に向け、市民や各種団体等とも幅広く連携、協力しながら、様々な角度から人権教育・啓発に取り組んでいきます。

あらゆる場における推進

就学
前
教育機関

地域や家庭と連携を密にし、日常生活についての基本的な事項について幼児が身につけることができるよう配慮した教育をおこなっていきます

学
校

学校教育活動全体を通して、様々な人権問題についての理解を促し、一人ひとりを大切に教育を推進していきます

家
庭

家庭教育に関する保護者への学習機会の充実を図るとともに、学習機会・相談窓口等の情報提供や体制の整備等、家庭教育を支援する取り組みの充実を図っていきます

地
域

学習手法にも工夫をし、誰もがいつでもどこでも、人権について自ら学習できる機会や場の充実を図っていきます

企
業

研修実施の要請とともに、研修対象者に合わせた講師の紹介、研修教材の提供など、企業内研修の支援に努めていきます

市
民

関係法令や県・市の条例等を周知するとともに、学習機会を保障する体制づくりの充実強化を図り、人権教育・啓発を推進していきます

特定職業従事者に対する推進

市職員

職員一人ひとりが人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するための効果的な職員研修を推進していきます

教職員

教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身につけることができるよう研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図っていきます

社会教育関係者

地域住民と密着しているため、人材教育研修の充実や啓発の推進に努めるとともに地域社会での人材教育を推進していきます

福祉関係者

個人のプライバシーに関わる情報に触れることが多いため、出前講座や派遣研修の受入れなどを通じ、人権感覚高揚のための研修を推進していきます

医療関係者

医療等を通して患者のプライバシー等に接することも多く、患者の人権を尊重するための研修等を推進していきます

マスメディア関係者

人権尊重の視点に立ったマスメディア活動が推進されるよう、関係者の自主的な人権教育への取組みへの要請、情報・資料の提供等に努めていきます

効果的な推進

人材の育成

市と校区の人権啓発推進協議会主催の研修会等への積極的な参加要請を行うなど、主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成を図っていきます

教材の開発

人権問題に興味を持ち、共感を呼び起こすような、新たな教材を開発していきます

啓発・学習プログラムの開発

既存の啓発指導者用のプログラムや手引書等を活用し、本市の実情に合わせた効果的な学習プログラムを開発していきます

啓発内容の充実と啓発手法の拡充

自己啓発につながる研修内容を用いた啓発や活用しやすい教材の開発等のほか、様々な啓発媒体を積極的に活用していきます

情報提供の充実・強化

地域や職域等に対し、広報紙、啓発冊子、インターネットなど、様々な手法を駆使し、情報提供等の充実・強化に努めていきます

■久留米市の取り組み

市が主催する研修・啓発のイベント

- 同和問題講演会（7月）
- なるほど人権セミナー
- 人権・同和教育夏期講座（8月）
- 市民のつどい（12月）
- 人権講演会（12月）
- PTAや学校の講座、研修・学習会開催



地域での人権啓発活動

小学校区人権啓発推進協議会や中学校区人権のまちづくり推進協議会では、人権の視点で学びあう機会や場の提供のため、次のような活動をしています。

【活動の例】

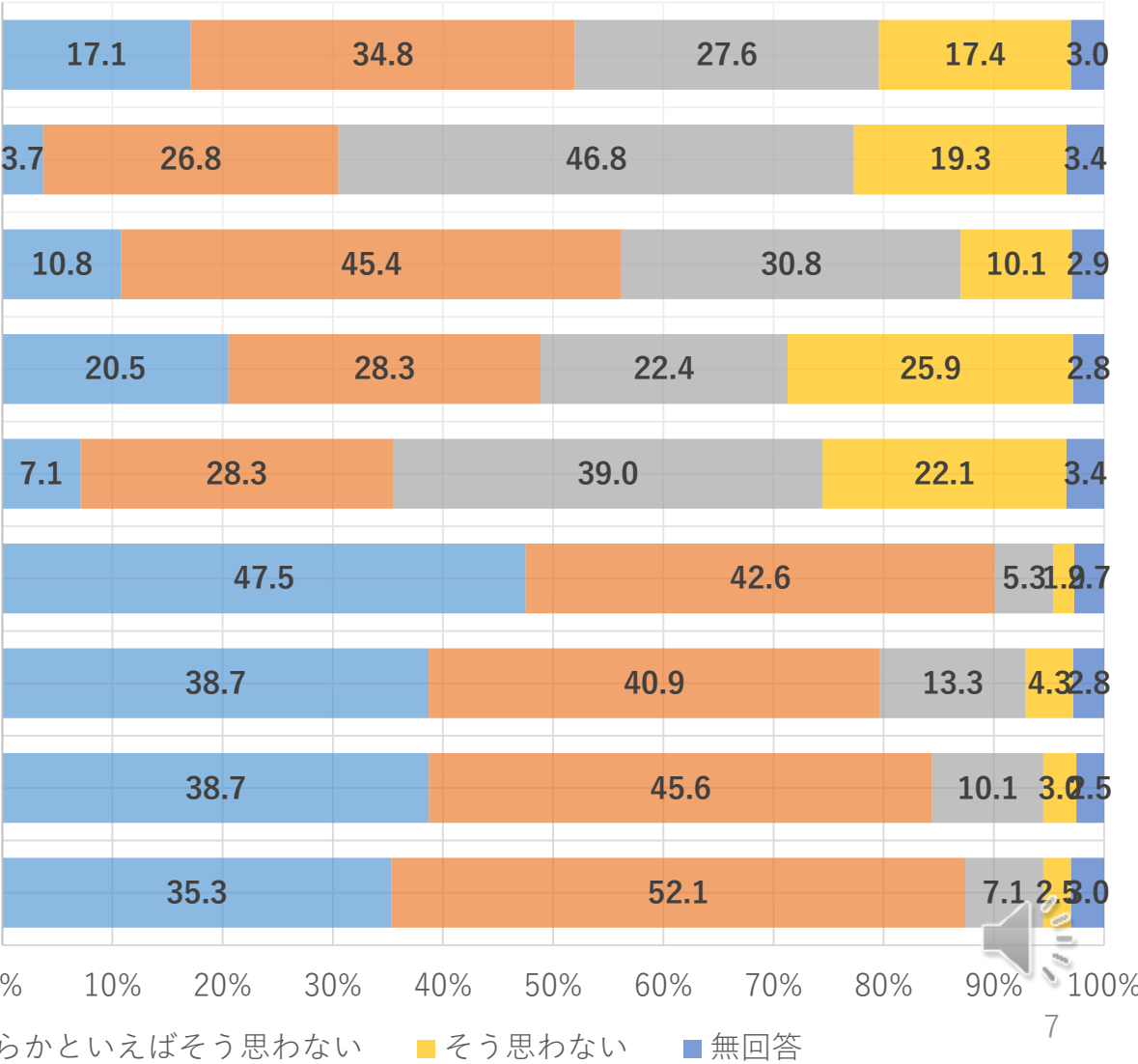
- 地域における学習会（人権講座や人権フェスタ）
- フィールドワーク（人権の学習視察）
- 子供たちの学びの支援（ゲストティーチャーによる授業など）



久留米市の状況 — 令和5年度久留米市市民意識調査から抜粋 —

問 障害のある人もない人も地域で共に生活するにあたって、あなたの考えや行動に最も近いものを選んでください。

- (ア)精神科病院や障害者施設に入院、入所している障害者が多数いる。
- (イ)住んでいる地域(自治会等)では、障害者が地域づくりに参加しやすいように合理的配慮が進められている。
- (ウ)公共交通機関では乗降の際のスロープや乗務員による手助けなど、合理的配慮が進んでいる。
- (エ)これまでの人生で、障害のある人となない人が一緒に過ごしたり、学んだりする機会はなかった。
- (オ)地域のイベント（講演会や避難訓練など）に障害者も参加している。
- (カ)障害者自身が希望するならば地域で共に生活できる社会であるべきだ。
- (キ)障害の程度によらず、幼少期から共に学び、生活することが大事だ。
- (ク)障害のある人もない人も、地域で役割をもって活動する地域の一員であるべきだ。
- (ケ)公的な福祉サービスに加え、障害者を支援する市民団体や障害者が参加するサークルなどの活動が重要である。



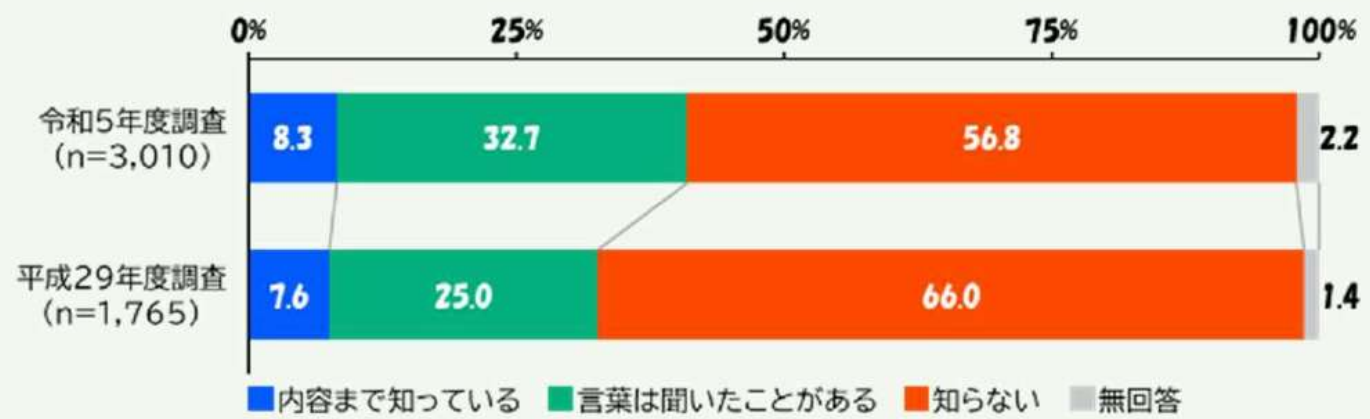
久留米市の状況 — 令和5年度久留米市市民意識調査から抜粋 —

問 あなたは、障害者差別解消法（不当な差別の取扱いの禁止、合理的配慮の提供など）及び、障害者虐待防止法の（虐待の禁止や発見時の通報義務など）について知っていますか。

【障害者差別解消法、障害者虐待防止法の認知度について】

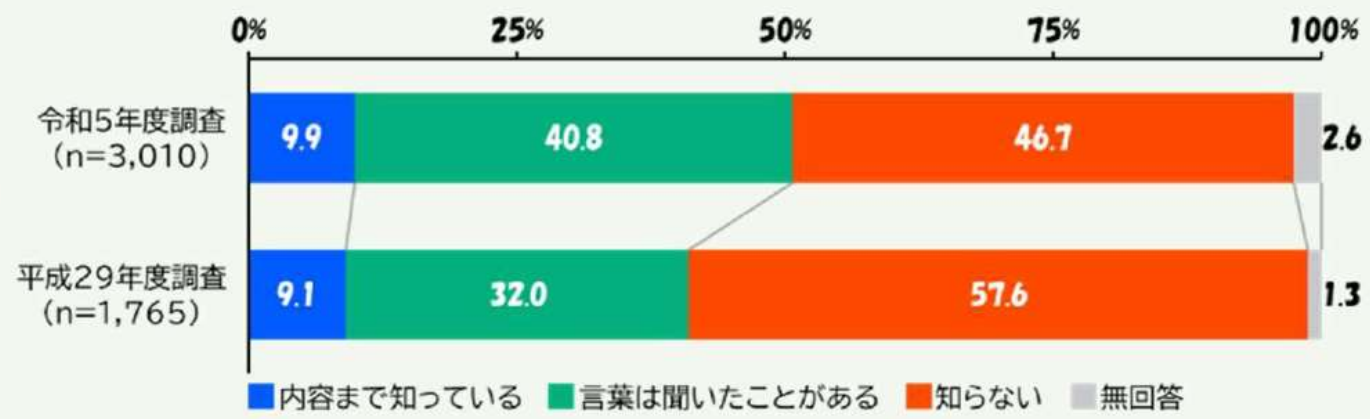
【障害者差別解消法】

認知度は上昇傾向にあり、「言葉は聞いたことがある」の割合は、7.7 ポイント増加しています。



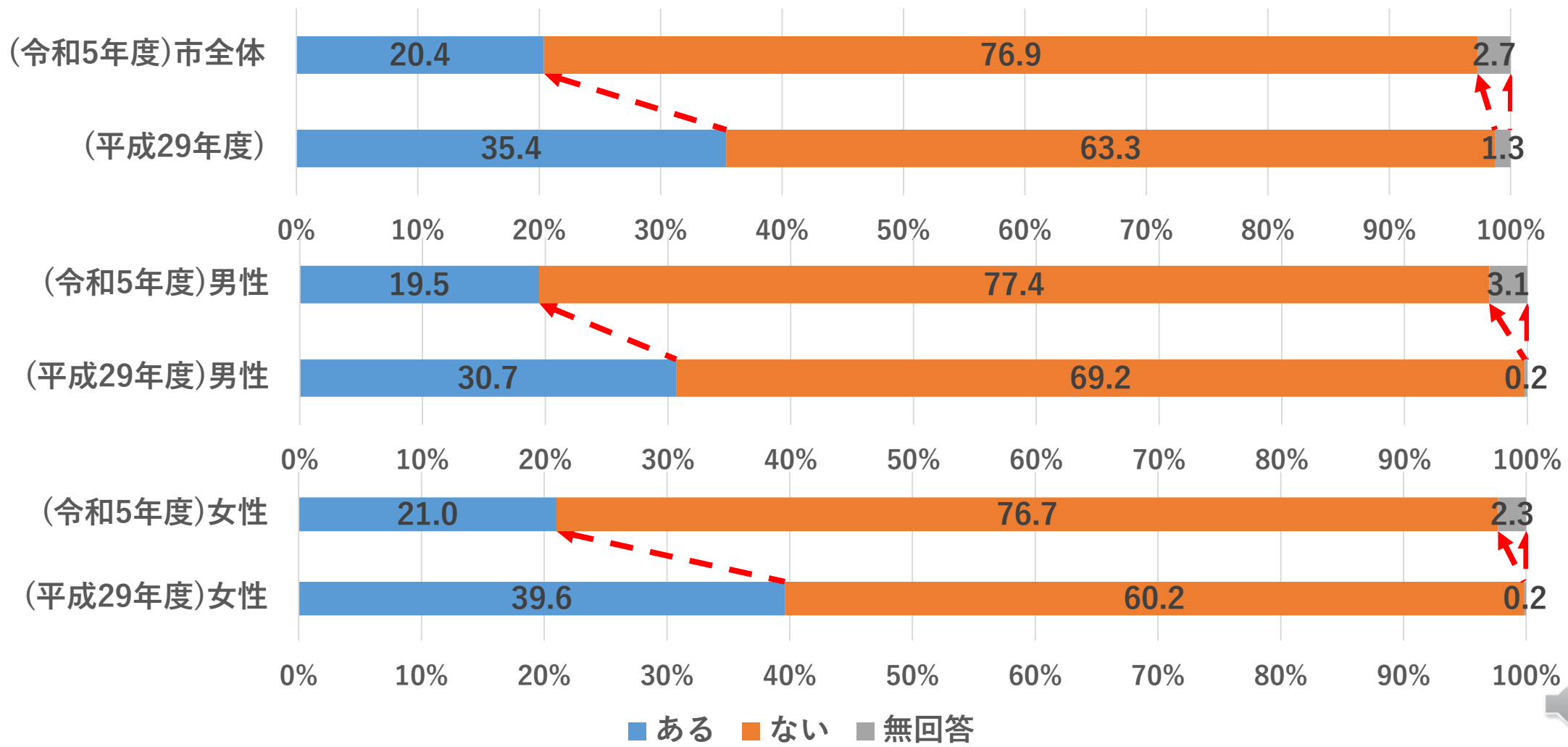
【障害者虐待防止法】

認知度は上昇傾向にあり、「言葉は聞いたことがある」の割合は、8.8 ポイント増加しています。



久留米市の状況 — 令和5年度久留米市市民意識調査から抜粋 —

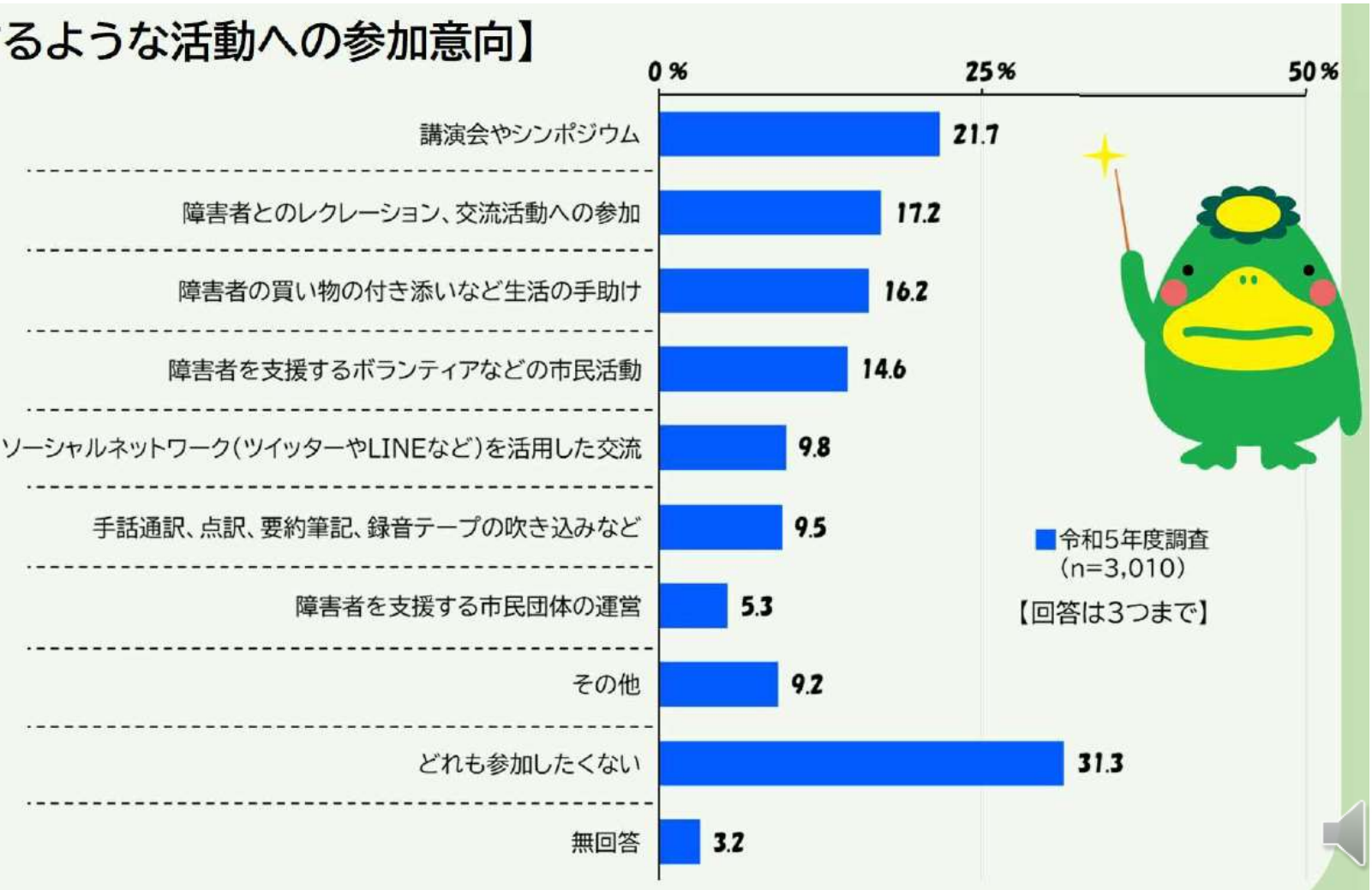
問 あなたは過去1年間に、あなたの身の回り（学校、職場、地域など）で、障害のある人への差別や偏見を見たり、聞いたり、感じたりしたことはありますか。



問 あなたは障害のある人を支援する次のような活動に参加したいと思いますか。

【障害のある人を支援するような活動への参加意向】

障害のある人を支援する活動について最も参加したい割合が高いのは「講演会やシンポジウム」で21.7%。次いで「障害者とのレクレーション・交流活動への参加」が17.2%となっています。



■事件にまで発展した事例 —障害児虐待—

2023年1月21日記事 福岡障害児監禁事件

NPO法人理事長に実刑懲役3年 威圧や拘束「人格無視」と非難～福岡地裁～

発達障害のある中学生3人を拘束・監禁した事件

被告側は規則正しい生活のための「療育」と主張

福岡地裁は懲役3年（求刑・懲役4年）を言い渡した。

「恐怖や屈辱を負わせる程度が強く、人格を無視している。非人道的な犯行だ」
として実刑が相当と裁判官の判断。



高齢者虐待 福岡県の被害533件 前年から61件増加

■施設従事者 27件（前年±0件）

【内容（重複あり）】

- ・暴力などの身体的虐待 22件
- ・暴言などの心理的虐待 8件
- ・介護・世話の放棄・放任 2件
- ・現金着服など経済的虐待 2件

■家族・親族 506件（同61件増）

【内容（重複あり）】

- ・身体的虐待 70%
- ・虐待者の4割弱が息子>夫>娘
- ・被虐待者の7割以上が認知症
（認知症日常生活自立度2以上）

【相談・通報】

- ・1, 211件（過去最多）
 - ・ケアマネージャーの通報 34.2%
- ※世帯分離を行った事例は187件



福岡県の事例 —障害者虐待—

福岡県が、公表している令和4年度の障害者虐待の状況から抜粋しています。
さまざまな講座やシンポジウムなど、人権啓発の取り組みが行われていますが、虐待と判断されたケースは増加傾向にあります。

障害者福祉施設従事者等による虐待 ※参考 () 内は養護者による虐待

年度	相談・通報 届出件数	事実確認調査を 行ったもの	確認調査の結果		
			虐待	虐待ではない	判断に至らない
R4	1 6 1 (1 8 3)	1 2 6 (1 4 4)	2 8 (4 7)	3 1 (3 9)	6 7 (5 8)
R3	1 1 5 (1 2 4)	9 7 (9 9)	1 6 (3 4)	3 8 (2 7)	4 3 (3 8)
R2	1 0 5 (1 5 3)	8 1 (1 2 2)	1 5 (3 1)	3 3 (4 2)	3 3 (4 9)

【令和4年度に虐待と判断した事案の内訳】

- 施設の種別 通所系事業所 1 0 件 入所系事業所 1 8 件
- 虐待の種別 身体的虐待 1 9 件 心理的虐待 1 4 件 性的虐待 5 件
ネグレクト 3 件、経済的虐待 2 件
- 被害者性別 男性 2 1 名 女性 1 1 名 利用者全般 1 件
- 障害の種別 知的 2 2 名 身体 7 名 精神 8 名 発達障害 1 名 利用者全般 1 件
- 虐待者分類 生活支援員等 2 9 名 管理職等 6 名



■あらゆる人権を尊重するために

久留米市は、法が定める地方公共団体の責務として、

①全ての人権の尊重

②一人ひとりの能力・可能性が十分に発揮できる社会

③お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会づくり

を目指し、久留米市の実態に即した人権教育・啓発を推進していく施策を策定し、推進してきました。

今後も、あらゆる人々の人権が尊重される社会となるよう、この施策を推進してまいります。

ぜひ、市や地域で開催される人権啓発事業にご参加ください！



障害者の権利擁護について ～障害者虐待防止～



障害者虐待防止法

■正式には・・・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- 平成 23 年 6 月 17 日成立
- 平成 24 年 10 月 1 日施行

●児童虐待防止法：平成 12 年施行

●DV防止法：平成 13 年施行

●高齢者虐待防止法：平成 18 年施行



法の目的

- 障害者の権利や尊厳を守る

- 障害者の自立と社会参加を促進する

障害者虐待の防止や養護者に対する支援などの施策を促進することで、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



障害者とは？

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる。
- 18歳未満・65歳以上の者も含まれる。
- 難病の方も含まれる



障害者虐待

【養護者】

- 身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人など。
- 同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合がある。

【障害者福祉施設従事者等】

- 障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の職員

【使用者】

- 障害者を雇用する事業主
- 事業の経営担当者



虐待の類型

■ 身体的虐待

(叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等)

■ 性的虐待

(性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等)

■ 心理的虐待

(脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等)

■ 放棄・放任

(食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等)

■ 経済的虐待

(本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等)

虐待が起こる背景

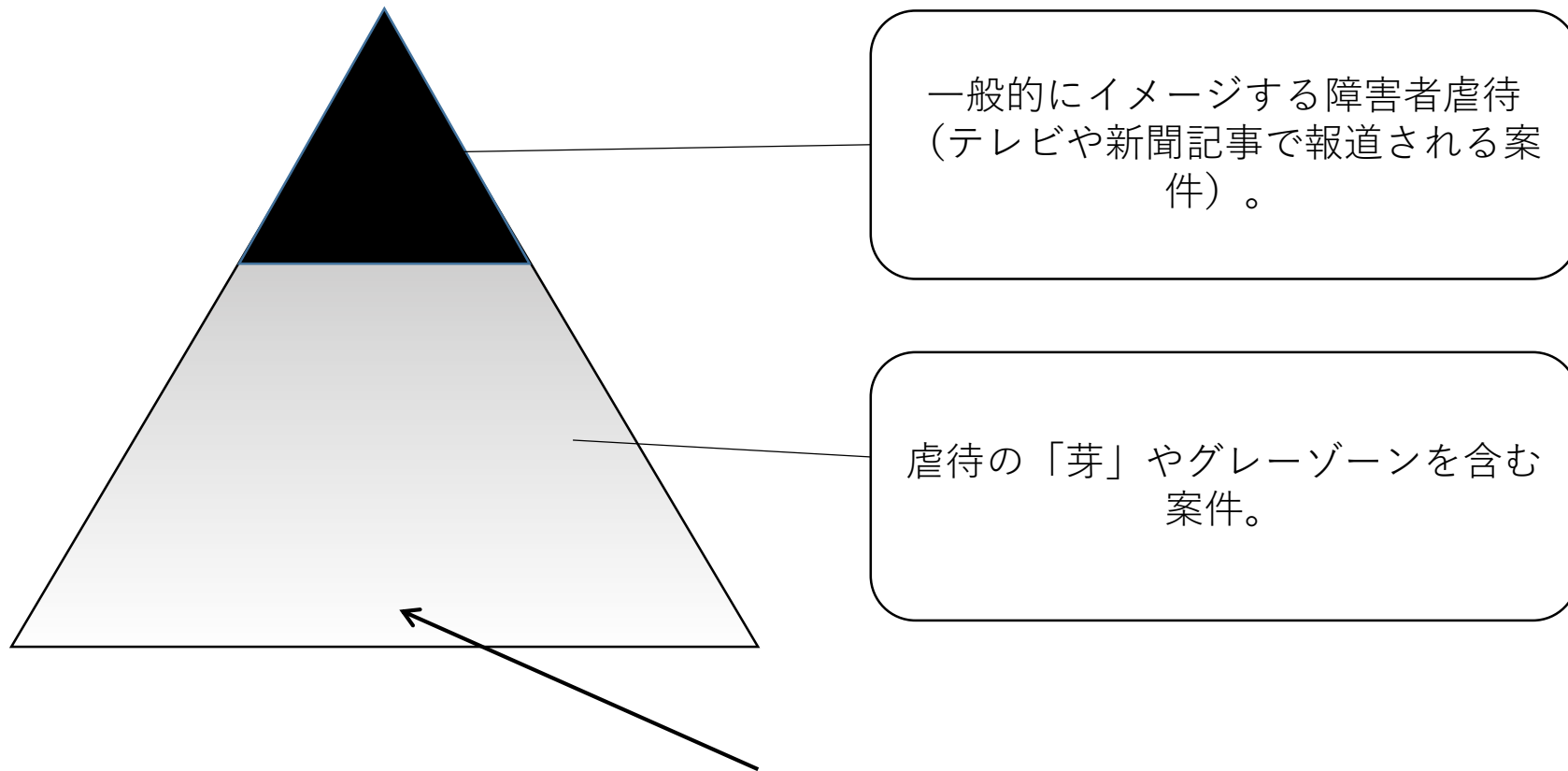
- 障害者は、家庭、施設、職場等の生活空間で、従属的な人間関係に置かれやすい。
- 虐待を受けているという自覚・認識ができない。
- 密室で行われる。
- 被害を訴えても理解を得られない。「障害特性」「問題行動」へのすり替え。
- あきらめている。（ラウンドヘルプレスネス＊１）
- お世話になっているから言えない親の心理

＊１ 虐待を受けた人は繰り返しの中で無力

感を学習してしまい、ますます**何も訴えなくなっていく。**



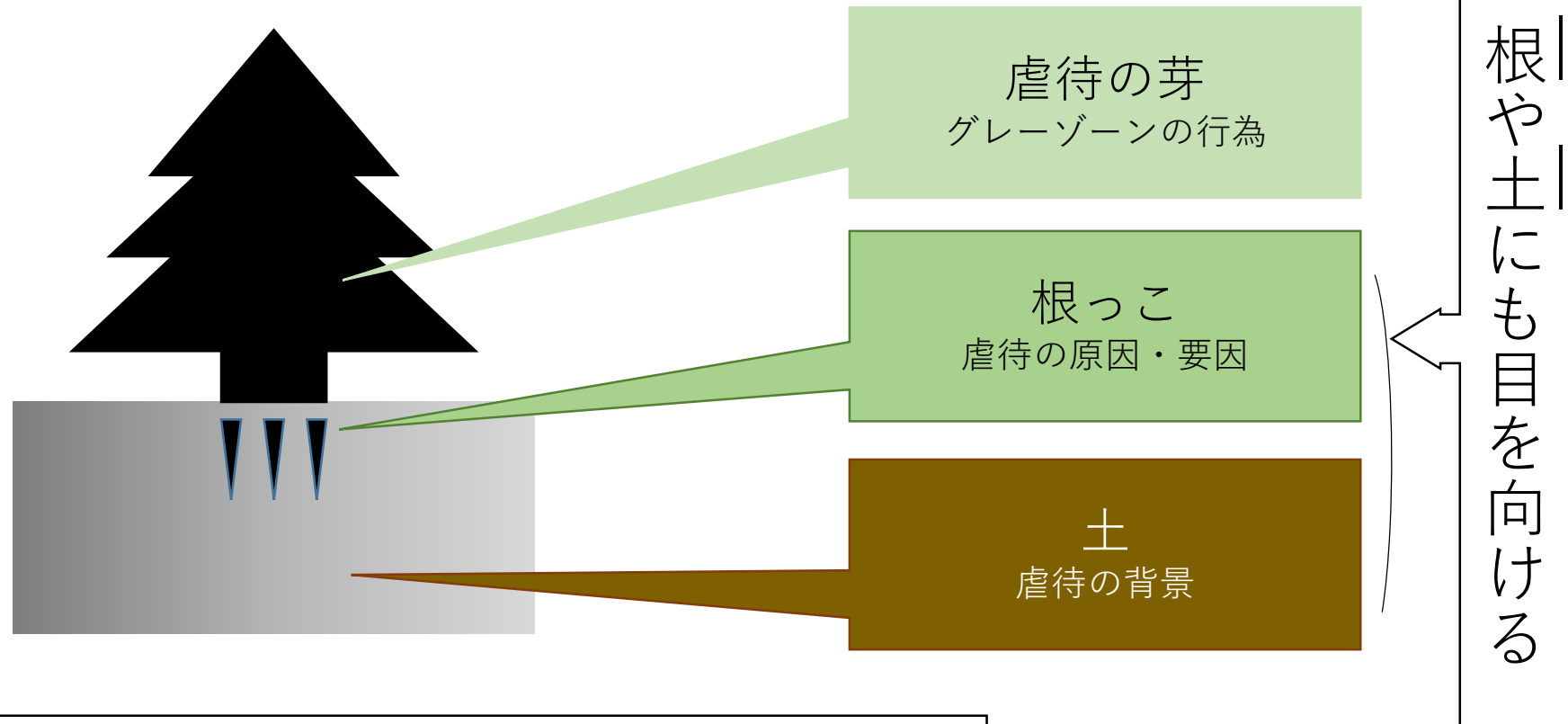
障害者虐待防止法の捉え方



「早期発見」と「防止」に取り組むことが法の目的である。



早期対応、早期支援は 虐待の「芽」を摘むことに繋がる



出典：平成28年度埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修資料



事業所における虐待防止対策

【事業所外の虐待】

■虐待の早期発見と通報義務

【事業所内の虐待】

■運営規程の定めと虐待防止の取組

■虐待防止委員会の設置

■密室性、閉鎖性の改善

■身体拘束の廃止と支援の質の向上



身体拘束に対する基本的考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することがさらに深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、その判断に当たっては、適切な手続きを踏むとともに身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。



身体拘束とは

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。



●やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性：本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である



やむを得ず身体拘束をする時の手続き①

①組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議における慎重な検討・決定してください。個別支援計画へ身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載してください。

②本人・家族への十分な説明

面接により丁寧な説明をして、同意を得てください。

③必要な事項の記録

身体拘束を行ったときには、その態様、時間、対象者の心身の状況、やむを得ない理由を記録してください。また、運営指導（監査）や家族面談などにおいてその内容を説明してください。

※上記を満たしていても、みだりに行っていいわけではありません



やむを得ず身体拘束をする時の手続き②

④身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等適正化を図る措置(身体拘束等の記録、委員会の定期開催、指針の整備、研修の実施)を講じていない場合について、基本報酬を減算する

※施設・居住系(所定単位数の10%/日): 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※訪問・通所系(所定単位数の1%/日): 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)



やむを得ず身体拘束をする時の手続き②

④身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等適正化を図る措置（身体拘束等の記録、委員会の定期開催、指針の整備、研修の実施）を講じていない場合について、基本報酬を減算する

（身体拘束適正化措置）

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。



虐待防止措置について

・虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%/日)

令和6年度の報酬改定により、施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算を創設する。

(虐待防止措置)

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く



ご清聴ありがとうございました。



障害者差別解消法について



久留米市 健康福祉部
障害者福祉課



障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

- 平成25年6月26日公布
- 平成28年4月 1日施行

■目的

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が
障害の有無によって分け隔てられることなく共生する
社会の実現に資する



法律が禁止する差別

■障害者差別とは？

障害者差別解消法（以下「法」という。）が禁止する
障害者差別は2種類

- 1 不当な差別的取扱い
- 2 合理的配慮の不提供

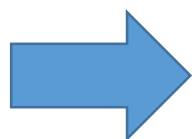
禁止の対象は、「行政機関等」及び「事業者」。
（個人は対象外）



不当な差別的取扱いの禁止

■不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者ではない者より不利に扱うこと。



つまり、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者ではない者に対して付さない条件を付けることによって、障害者の権利利益を侵害すること。



不当な差別的取扱いの禁止

■不当な差別的取扱い（例）

①サービスの利用を拒否すること

- ・人的にも設備的にも体制が整っており、対応が可能であるにもかかわらず、重度の障害や多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否するなど。

②サービスの利用に際し、条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)

- ・サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課し、仮の利用期間を設けたりすることなど



不当な差別的取扱いの禁止

■不当な差別的取扱い（例）

③サービスの利用・提供に当たって、他のものとは異なる取り扱いをすること

- ・正当な理由なく、本人または家族（本人の意思が困難な場合に限る）の意思に反して、福祉サービスを行うこと
- ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること。
- ・大人の利用者に対して、幼児の言葉で接することなど



合理的配慮の不提供の禁止

■ 合理的配慮の不提供の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、

その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、

社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(第7条第2項)



合理的配慮の不提供の禁止

■合理的配慮の提供（例）①

【物理的環境への配慮の例】

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡したり、パンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。



合理的配慮の不提供の禁止

■合理的配慮の提供（例）②

【意思疎通の配慮の例】

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 書類記入の依頼時、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。



合理的配慮の不提供の禁止

■合理的配慮の提供（例）③

【ルール・慣行の柔軟な変更の例】

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 他人との接触、他人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。



障害を理由とする差別（まとめ）

■障害者差別の禁止と法的義務

「不当な差別的取扱い」 ⇒ 作為に係る差別

「合理的配慮の不提供」 ⇒ 不作為に係る差別

【実施主体による法的義務の相違】

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止
地方公共団体	法的義務	法的義務
事業者（※）	法的義務	法的義務

※事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含む



久留米市障害者差別禁止条例

■正式には・・・「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」

- 令和 5 年 1 2 月 2 2 日成立
- 令和 6 年 4 月 1 日施行

■目的

障害を理由とする差別の解消の推進するために、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、及び基本となる事項を定めることにより、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。



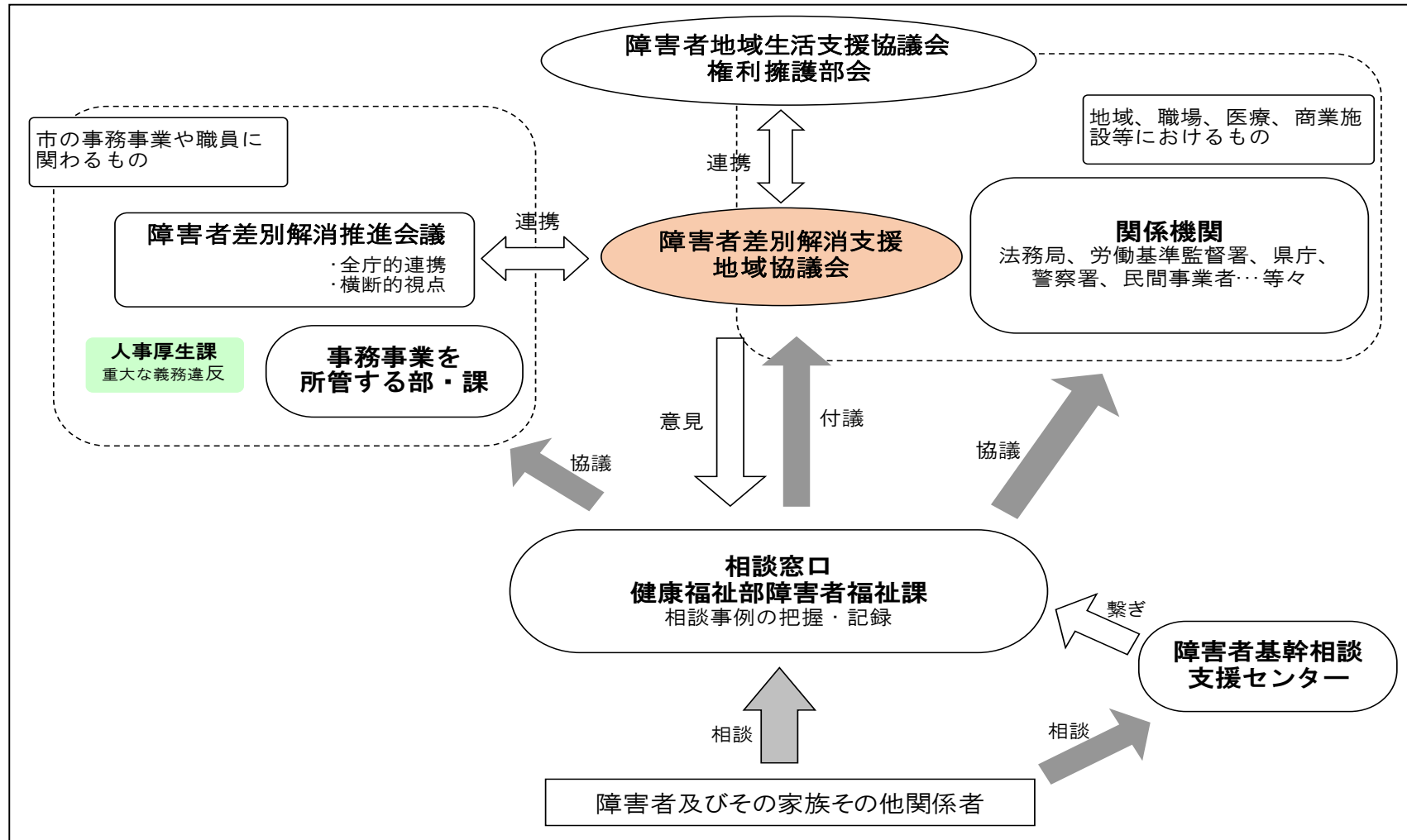
本人の意向を踏まえたサービス提供 (同性介助)

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものである。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。



障害者差別に関する相談体制



ご清聴ありがとうございました。

